

福岡県高等学校体育連盟旅費支出基準

昭和 56 年 11 月 19 日改正
 平成 5 年 4 月 1 日改正
 平成 7 年 7 月 4 日改正
 平成 12 年 2 月 22 日改正
 平成 20 年 5 月 8 日改正
 平成 22 年 5 月 6 日改正

役職名	会議区分	交通費・宿泊費	会議費	備 考
会 長 副会長 理事長 副理事長 事務局職員	全国 会議・大会視察	県職員等の 旅費（宿泊費） に準ずる	主催者が 指定する 実費	交通費は、所属校の 最寄りのから計算する 福岡県内会議において 長時間にわたる場合の 昼食は本部で負担する
	九州 会議・大会視察			
	福岡県内 会議・大会視察	県職員等の 旅費に準ずる		
(県) 専門委員長 専門委員	全国 専門委員長	県職員等の旅費 (宿泊費) に準ずる <支出は年間各々1回> ※ 全国 → 3泊4日 九州 → 2泊3日で支出		交通費は、所属校の 最寄りのから計算する ※ 次年度九州大会開 催競技視察の場合は 2泊3日で支出 (沖縄県開催での視察 は3泊4日で支出)
	九州 専門委員長			
	福岡県内 諸会議	県職員等の 旅費に準ずる		
(ブロック) 専門委員長 専門委員	ブロック 競技担当者会	別表「県内交通費一覧」 に準じて支出		ブロック大会運営 交付金より支出
理 事 監 事 各種の 委 員	各種会議	県職員等の 旅費に準ずる		長時間にわたる場合の 昼食は本部で負担する